

第1節 制度の理解促進＜重点施策＞

No.	主な取組	めざす姿	令和4年度（R5.2末時点）		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
1	広報・啓発活動の推進（市民向け）	・成年後見制度を正しく理解している人が増えている。	成年後見制度の正しい理解と相談機関であるこうけんひらかたを幅広く市民に周知するためにパンフレット増刷やチラシの発行、後見ひらかた単独のホームページの作成に取り組んだ。	配布部数：パンフレット420部 専門職相談チラシ1,680部 配付先：市役所来庁者（窓口設置分） 金融機関窓口・社協来所者等 ※ホームページは3月開設予定	ホームページ等を活用しながらより効果的な広報及び啓発活動を行う。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課
			地域包括支援センターが市及び独自に作成したチラシや広報紙を活用して、各圏域において周知・啓発を行った。	13か所の各地域包括支援センターにおいて、取り組んだ。	今後も普及啓発に取り組む。	
2	啓発事業の実施（市民向け）	・支援の必要な人に情報や支援が届いている。	成年後見制度を正しく理解していただくことを目的に、市民を対象とした啓発事業を実施した。 テーマ：「将来に備えて今からできることって何だろう？～任意後見制度と死後の手続きのおはなし～」 講師：行政書士 佐藤 好恵 氏 日時：令和4年9月30日（金）午後2時～3時30分	参加人数：55人	日々の相談等から市民のニーズをくみ取り、要望に沿った啓発事業を進めていく。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課
			地域包括支援センターが老人会や地域住民の集まりにおいて成年後見制度の周知活動を行った。	13か所の各地域包括支援センターにおいて、取り組んだ	今後も普及啓発に取り組む。	
3	関係者への情報提供・共有化の推進	・成年後見制度を正しく理解している支援者が増えている。	日々、相談業務にあっている支援者を中心とした相談支援部会を開催し、支援現場の実情に即した広報活動の検討や成年後見制度や権利擁護に関しての情報共有をおこなった。 また令和4年10月からスタートした専門職派遣事業についても周知を行った	配布部数：パンフレット800部 専門職相談チラシ7,770部 専門職派遣チラシ650部 配付先：地域包括支援センター、障害者相談支援センター、介護支援専門員連絡協議会、高齢者施設等	ネットワーク協議会や相談支援部会を通じて成年後見制度に関する情報交換・共有化をおこなう。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課
			地域包括支援センターが独自に作成したチラシや広報紙を活用して、各圏域において周知・啓発を行った。	13か所の各地域包括支援センターにおいて、取り組んだ。	今後も普及啓発に取り組む。	
4	啓発事業の実施（支援関係者向け）	・支援の必要な人に情報や支援が届いている。	日常より判断能力が低下している人を支援している支援者に対し、様々な法的課題が発生した場合の権利擁護支援について理解を深めることを目的に実施予定。 テーマ：「法テラスを活用した高齢者や障害者の権利擁護支援について」 講師：法テラス大阪 古川直子 氏／湯川 ゆかり氏 日時：令和5年2月13日（月）午後2時～午後3時30分	参加人数：30人	相談支援部会等で支援者のニーズを把握し、ニーズに沿った研修会を企画・実施していく。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課
			地域包括支援センターが介護保険事業所の連絡会等において周知活動を行った。	13か所の各地域包括支援センターにおいて、取り組んだ。	今後も普及啓発に取り組む。	

節ごとの総括（令和4年度）
前年度に引き続き、ひらかた権利擁護成年後見センターや地域包括支援センターにおいて、チラシの配架や各種講演会等を通じて、制度の周知を行った。 広報・啓発機能の強化を目的に、ひらかた権利擁護成年後見センターのホームページ作成をすすめた。（3月公開予定）ホームページの公開により、新たな層（高齢者や障害者の現役世代の家族）への効果的な制度周知が期待できる他、支援関係者への情報発信等にも活用していく。

第2節 地域連携ネットワーク構築と中核機関の設置＜重点施策＞

No.	主な取組	めざす姿	令和4年度（R5.2末時点）		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
5	ネットワークの構築	制度を必要とする人を利用につなげるネットワークができている。	ネットワーク協議会で相談状況の共有や参加団体との意見交換をおこなうことにより、支援が必要な人の早期発見と支援につなげていけるようネットワークを強化した。	ネットワーク：構築済	適切な権利擁護支援がおこなえるよう、構成団体の新規参画についても検討していく。	健康福祉政策課
6	協議会の組織化及び運営	構成団体が協力、連携し、チーム支援及び地域課題の検討・調整・解決を行うとともに、各団体の取組状況を把握している。		協議会開催回数：2回（令和4年9月、令和5年2月）		
7	チーム支援についての検討及び実施	相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人を支えるチームへの支援を実施している。	日々相談業務にあたる支援者を中心に令和4年12月に相談支援部会を設置し、チーム支援の現状や課題についての共有やより効果的な支援者に対する研修についても検討した。また、令和4年10月より専門職派遣事業を実施。市内のチームに専門職を派遣し、チームに対して助言等の支援をおこなった。	チーム支援に関わった件数：43件	相談支援部会・専門職派遣を中心に更なるチーム支援の充実と強化に取り組む。	健康福祉政策課
8	家庭裁判所との情報交換・調整	家庭裁判所と調整の上で適切な制度運用がされている。	中核機関の運営に関することだけではなく、研修企画に関することや申立支援に関することについての助言等、定期的に情報交換しながら、適切な制度運用及び申立支援等に取り組んだ。	運営委員会開催回数：3回（令和4年5月、10月、令和5年3月）	今後も定期的に家庭裁判所との情報交換・共有を図り、中核機関の円滑な運営や機能の充実、適切な制度運用に取り組む。	健康福祉政策課
9	中核機関の機能についての検討及び設置運営	上記6～8に加え、利用者と本人を支えるチーム支援、協議会の運営及び成年後見等受任者の調整を行っている。	運営委員会を開催し、中核機関のあり方や課題について専門職や学識経験者の助言を受け、適切な運営や問題解決に取り組んだ。	中核機関：設置済 運営委員会開催回数：3回（令和4年5月、10月、令和5年3月）	引き続き、運営委員会や部会等の開催を通じて、課題の検討・解決につなげ、中核機関の円滑な運営及び機能の充実に取り組む。	健康福祉政策課
10	広報事業の実施	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、利用につながっている。	成年後見制度やひらかた権利擁護成年後見センターについての周知及び理解促進を図ることを目的に、障害・高齢者施設・事業所、民生委員、障害者の家族会など、様々な場所で出張研修会を実施した。	開催回数：7回 延べ参加人数：119人	今後も各団体のニーズに応じた内容の研修会を実施し、啓発や利用促進に取り組む。	健康福祉政策課
11	相談事業の実施	制度に関する専門的な相談窓口として、中核機関が機能している。	行政書士を相談員として配置することで、より幅広い相談に応じることができた。専門性の高い相談については、専門相談及び専門職派遣で対応した。専門相談実施日時：毎月第1～3水曜日 13：30～16：30 専門職派遣：毎月第1・3水曜日 13：30～16：30 専門相談員：弁護士、司法書士、社会福祉士	相談対応件数：529件 専門相談対応件数：12件 専門職派遣対応件数：2件	引き続き、相談者のニーズに応じた適切な相談対応及び支援を実施できるよう、職員の能力向上に取り組む。	健康福祉政策課

節ごとの総括（令和4年度）

中核機関の運営と、地域連携ネットワークの構築については、前年度に引き続き取り組みをすすめた。中核機関における相談機能の拡充として、センター職員に専門職（行政書士）を配置し、日々の相談対応を行うとともに、チーム支援を目的に専門職の派遣を開始したことにより、一定の相談体制の構築はできた。今後は、引き続き、成年後見制度の利用のみならず適切な権利擁護支援を行うとともに、より利用しやすいものとするためニーズに即した形にブラッシュアップしていく。地域連携ネットワーク協議会の部会として、相談支援部会を設置し、チーム支援の在り方の検討を始めた。来年度は、ネットワーク活用した支援を行うための研修等の実施に向け取り組みをすすめていく。

第3節 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡大

No.	主な取組	めざす姿	令和4年度（R5.2末時点）		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
12	申し立て費用の助成	経済的な理由で、成年後見制度を利用できない人がいなくなる。	相談・申請を受け申し立て費用の助成を行った。 高齢担当：市長申立て7件、市長申立て以外0件 障害担当：市長申立て2件、市長申立て以外0件 市長申立て以外の低所得者については、制度の相談を受けるが、申請には至っていない。	助成件数：高齢7件、障害2件  助成金額：高齢36,872円、 障害15,131円	ニーズの把握をはじめ、相談から申請手続きまでを円滑に進めるとともに、支援が必要な人が制度を活用できるように、引き続き制度周知に努める。	健康福祉総合相談課、 障害支援課
13	後見人等への報酬助成		相談・申請を受け報酬費用の助成を行った。 高齢担当：本人申立て6件、親族申立て1件、市長申立て2件 障害担当：本人申立て1件、親族申立て2件、市長申立て3件	助成件数：高齢9件、障害6件  助成金額：高齢1,612,200円、 障害1,364,592円		

節ごとの総括（令和4年度）
申し立て費用の助成については、前年度に引き続き市長申立て以外の申請はなかった。市長申立て以外も制度の相談を受けるが、申請に至っていない。 報酬助成については、障害担当は前年度よりも件数が増加しており、高齢担当についても2月末現在で前年度実績に近い件数がある。 事業の周知を継続して行い、必要な人が事業を活用できるよう取組を進めていく。

第4節 制度の担い手の確保

No.	主な取組	めざす姿	令和4年度（R5.2末時点）		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
14	市民後見人の養成・支援	・市民後見人養成バンク登録者が増えている。 ・市民後見人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。	令和3年度に実施した市民後見人養成講座を修了した5人のうち4人について、令和4年4月1日付でバンク登録を行った。令和4年度に実施した成講座では、9人が受講修了。 また、市民後見人バンク登録者のフォローアップ研修を令和4年9月及び令和5年3月に実施した。 家庭裁判所からの選任により、市民後見人バンク登録者から1人が受任し、ひらかた権利擁護成年後見センター等による支援のもと、被後見人に寄り添った後見活動を行っている。	養成人数：5人（令和3年受講者） のべ養成人数：28人 バンク登録人数：16人  フォローアップ研修開催回数：2回  受任件数：4件	今後も引き続き、市民後見人の養成に取り組むとともに、受任した市民後見人が、身上保護を重視した後見活動を行うよう、適切な支援を行う。	健康福祉政策課
15	親族後見人への支援	親族後見人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。	引き続き、ひらかた権利擁護成年後見センターにおいて、親族後見人からの相談対応を行った。	支援件数：4件	親族後見人向けの情報交換ができる場を検討	健康福祉政策課
16	法人後見への支援	・後見活動を行う法人が増えている。 ・法人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。	他市施設より、法人後見についての視察があったが、市内での相談はなかった	支援件数：実績なし	法人後見を考えている法人等との情報交換会や研修会を検討する	健康福祉政策課
17	後見人としての能力の向上に係る取組の実施	後見人の権利擁護意識、福祉的視点が醸成され、本人の意思決定支援と身上保護を重視した後見活動を行っている。	後見人の能力の向上につながる事業の実施について検討を行ったが、実施に至らなかった。	取組実績なし	後見人を対象とした研修に取り組む	健康福祉政策課

節ごとの総括（令和4年度）
市民後見人については、養成をはじめ、フォローアップ研修の実施や新たな受任等、概ね推進できた。特に養成講座については、令和5年2月現在9名が受講修了し、バンク登録者増加による体制拡大が期待される。 また、受任しているケースについては、専門相談をはじめ、ひらかた権利擁護成年後見センターによる支援等、市民後見人への細やかなサポートにより後見活動を円滑に進めることができた。 前年度に引き続き、後見人の支援や能力向上に係る取組については実施に至っておらず、課題となっている。来年度は、情報交換の場の設定や研修の開催等に向け調整をすすめる。